

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十七年九月二日第二十三―五十五号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十七年九月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知 行

取消番号	第一号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消しの年 月 日	平成二十七年八月 二十五日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目七百八十一番一
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二七・〇〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇